

マイナンバーカードで失業認定手続きができるようになります

2022年10月1日以降に受給資格決定が行われた方は、希望により、マイナンバーカードによる本人認証を活用することで、受給資格者証に貼付する写真や、失業の認定等の手続きごとの受給資格者証の持参が不要になります。また、各種手続きの処理結果は「雇用保険受給資格通知」等に印字し、手続きの都度渡されます。

マイナンバーカードをもっていない、上記取扱を希望しないという場合は、従来どおりの手続きとなります。

対象となる手続きと受給資格者証等

以下の手続きの際、マイナンバーカードで本人認証を行う場合は受給資格者証等の提出が不要となります。

各種手続きの処理結果は、下の表に記載の受給資格通知等に印字し、交付します。

対象となる受給資格者証等	各種手続きの処理結果
雇用保険受給資格者証	雇用保険受給資格通知を交付
雇用保険高年齢受給資格者証	雇用保険高年齢受給資格通知を交付
雇用保険特例受給資格者証	雇用保険特例受給資格通知を交付
教育訓練給付金および教育訓練支援給付金受給資格者証	教育訓練受給資格通知を交付

マイナンバーカードを活用した失業認定の流れ

- ① ハローワークにマイナンバーカードを持参のうえ、離職票などの必要書類を提出し、受給資格の決定を受けます。(この時、受給資格者証に貼付するための顔写真2枚は不要です)
- ② 雇用保険説明会で、受給資格通知(全件版)が交付されます。
- ③ 認定日ごとにマイナンバーカードによる本人認証を行い、失業の認定を受けます。その際、処理結果が印字された受給資格通知が交付されます。

<参考>通常の失業認定の流れ

- ① ハローワークに離職票などの必要書類と顔写真2枚を提出し、受給資格の決定を受けます。
- ② 雇用保険説明会で受給資格者証が交付されます。
- ③ 認定日ごとに受給資格証(顔写真付き)を提出し失業の認定を受けます。その際、処理結果が印字された受給資格者証が返戻されます。

300万円以上の収入がある副業者は全体の13.2% <パーソルキャリア「副業年収実態調査」より>

転職サービス「dodo」などを提供するパーソルキャリア株式会社が運営する、プロフェッショナル人材の総合活用支援ブランド「Hypro(ハイプロ)」<<https://hipro-job.jp/>>は、副業年収300万円以上のビジネスパーソンを対象にした実態調査を行い、その調査結果が発表されました。

(https://www.persol-career.co.jp/pressroom/news/research/2022/20220929_01/)

<調査結果の概要>

- 副業年収300万円以上は、副業者全体の1割程度(13.2%)
副業年収300万円以上を稼ぐ副業者のうち300万円・400万円代が全体の半数以上(56.5%)
年間、1千万円以上稼ぐ層も11.5%
- 副業者が任されている業務内容は、「専門性高い業務」が8割を超える(83.5%)
1か月あたりの副業に従事する労働時間は、「20時間以上」が過半数(54.5%)
業務内容は、「経営企画」、「商品/サービス企画」が21.0%で最も多く、次いで「新規事業開発/事業企画」(13.2%)、「マーケティング/PR」(11.4%)
- 副業を始めたきっかけは、「収入」(66.0%)、「スキル」(40.5%)、「キャリア」(20.0%)の3つのアップ
実際にスキルアップ、キャリアアップにつながった副業者は6割以上